

工事請負契約の変更契約について

栃木県 県土整備部

1 変更契約時に提出する書類、提出部数及び留意事項

提出書類	部数	留意事項
栃木県 建設工事変更請負契約書 (最新版を使用すること。)	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2部のうち1部には、以下のとおり収入印紙を貼付してください。 <ul style="list-style-type: none"> ア 請負代金額が増額となる場合 増額変更に応じた分 イ 請負代金額が減額となる場合 200円(金額によらず一律) ウ 工期の変更のみの場合 200円 ○ 日付の年表記については、元号と西暦を併記してください。 (例) 令和○(20XX)年○月○日 ・契約書の作成(記載)方法については、2に記載のとおりです。
工事工程表 (請負代金額が100万円未満の場合は省略可)	1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当初を赤、変更後を黒で2段書きにしてください。
契約保証に関する書類 (保証書)等 (指名通知等で契約保証を求めている工事の場合)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 工期に変更がある場合には、次の書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> *金融機関の保証 → 保証に係る「変更契約書」※1 *公共工事履行保証証券(履行ボンド) → 「異動承認書」 ※1 変更後の保証債務履行の請求の有効期限が県の休日に当たる場合は、県の休日を除いた、その翌日になるよう有効期限を設定してください。 ・その他の保証の場合は、書類の提出はありません。 ○ 変更後契約額が当初契約額の1.5倍を超える場合は、契約保証金の額が変更後契約額の10分の1以上となるように増額の手続きをして、次の書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> *金融機関(銀行等・保証事業会社)の保証 → 保証に係る「変更契約書」 *公共工事履行保証証券(履行ボンド)・履行保証保険 → 「異動承認書」 *現金(納入通知書) → 「契約保証金提出書(変更)」 *有価証券 → 「有価証券提出書(変更)」
建設リサイクル法第13条に基づく「別紙」 (建設リサイクル法対象工事の場合又は変更により対象工事となった場合)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 分別解体の方法、解体工事に要する費用、再資源化をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用に変更があった場合又は建設リサイクル法第9条第1項に規定する工事に該当することになった場合には、「別紙」を提出してください。 ※別紙には変更後の金額を記載してください。

2 変更契約書の作成(記載)方法

変更契約書記載事項	記載方法
「3 変更工期」の欄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工期に変更があるときは、変更後の工期を記載してください。 ○ 工期に変更がないときは、年月日を記載せずに「-」を記載してください。 (例) 令和-()年-月-日から令和-()年-月-日まで
「5 前請負代金に対する増減額」の欄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請負代金に変更があるときは、増減額を記載してください。 (例) 前請負代金に対する増減額 ○,○○○円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増減額 ×,×××円) ○ 請負代金に変更がないときは、「-」を記載してください。 (例) 前請負代金に対する増減額 -円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増減額 -円) <p style="text-align: right;">0円としないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 免税事業者の場合は「(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増減額円)」を削除してください。

変更契約書記載事項	記載方法
「6 請負代金増減額に対する契約保証金」の欄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約保証金額に増減がない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・当初契約で契約保証を求められていない場合は「免除」と記載 ・当初契約で契約保証を求められている場合は「-」と記載してください。 ○ 契約保証金を増減額した場合は増減額した金額を記載してください。
中段の「 年 月 日締結した～」の欄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初めての変更の場合は、当初契約年月日を記載してください。 ○ 2回目以降の変更の場合は、前回(直前)の変更契約年月日を記載してください。
「栃木県建設工事変更請負契約書第 条」の欄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工期の変更の場合は「第25条」と記載してください。 ○ 請負代金の変更の場合は「第26条」と記載してください。 ○ 工期と請負代金の変更の場合は「第25条・第26条」と記載してください。

3 変更契約書の上部余白には、訂正印(捨印)を押印してください。

4 変更契約後における提出書類及び留意事項

提出書類	部数	留意事項
掛金収納書(台紙貼付) 又は 掛金収納書(電子申請方式)	1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 変更契約に伴い証紙等を追加購入した場合には、工事完成までに提出してください。 なお、請負契約額の増額変更等があった場合において、証紙等を追加購入しなかった場合は、その理由を「建設業退職金共済掛金収納書提出関係申出書(様式第1号)」に記載し提出して下さい。

5 変更契約関係について、不明な点等がある場合は、下記にお問い合わせください。

〒321-4305
真岡市荒町116-1
真岡土木事務所 総務課 工事経理
TEL 0285-83-8301
メール moka-dj-keiri@pref.tochigi.lg.jp